

徳島県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

金川池地区

二 申請人

三好郡東みよし町加茂六五〇番地 宮成傳治ほか九名

三 縦覧期間

令和六年五月二十日から

令和六年六月十四日まで

四 縦覧場所

東みよし町役場